

○内閣府告示第四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令(令和八年内閣府・厚生労働省令第十三号)附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する健康管理システム並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野賢一郎

